

感染症法上の感染症類型について

現行の分類		改正案における分類	
一類感染症	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう ペスト マールブルグ ラッサ熱 重症急性呼吸器症候群 (SARSコロナウイルスに限る)	一類感染症	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう ペスト マールブルグ ラッサ熱 <u>南米出血熱(新たに追加)</u>
二類感染症	急性灰白髄炎 ジフテリア コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス	二類感染症	急性灰白髄炎 ジフテリア <u>重症急性呼吸器症候群</u> (SARSコロナウイルスに限る) <u>結核(新たに追加)</u>
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症 <u>コレラ</u> <u>細菌性赤痢</u> <u>腸チフス</u> <u>パラチフス</u>
四類感染症	E型肝炎 A型肝炎 黄熱 Q熱 狂犬病 高病原性鳥インフルエンザ マラリア 等 合計30疾病を政令で指定	四類感染症	従前の30疾病に下記疾病を新たに追加 <u>オムスク出血熱</u> <u>キャサヌル森林熱</u> <u>西部馬脳炎</u> <u>ダニ媒介性脳炎</u> <u>東部馬脳炎</u> <u>鼻疽</u> <u>ベネズエラ馬脳炎</u> <u>ヘンドラウイルス感染症</u> <u>リフトバレー熱</u> <u>類鼻疽</u> <u>ロッキー山紅斑熱</u>
五類感染症	41疾病を省令で指定	五類感染症	変更なし

新たに追加

改正後の感染症法と現行の結核予防法及び予防接種法との関係図

